

平 29.9.26  
総 1 1 - 1

# 説 明 資 料

[経済活動のICT化・働き方の多様化等]

平成 29 年 9 月 26 日 (火)

財 務 省

## 1. 現状認識

- 近年、経済活動におけるICTの利用が拡大し、それに伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- これを受け、税務行政においても、納税者利便の向上、適正公平な課税の実現に資するため、時々の要請に応じて制度的な対応を行ってきた。例えば、電子申告の導入、税法により保存を求めている書類の電子保存化が進められてきたほか、国外の財産を報告する枠組みの整備等が行われてきた。



## 2. 問題意識

- こうした環境変化は今後も進展していくことが見込まれるため、中長期的な対応として、専門的・技術的見地から検討を行っていく必要がある。その検討に当たっては、納税者・税理士・税務当局をはじめとする実務当事者のニーズを的確に踏まえるとともに、諸外国の先進的な取組みについても参考とする必要があるのではないか。
- 税務手続のICT化は道半ばであり、納税者利便の向上、適正公平な課税の実現の観点からも、政府の情報基盤やICTの活用によって、税務関係情報の流れや処理を合理化し、税務手続の簡素化及び税務行政の高度化・効率化を図ることが考えられるのではないか。
- 経済活動が多様化する中、適正公平な課税を実現していくためには、税務当局が、法定調書やそれ以外の方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応も必要となってくるのではないか。

## 政府税制調査会による海外調査報告（平成29年6月19日）（概要）

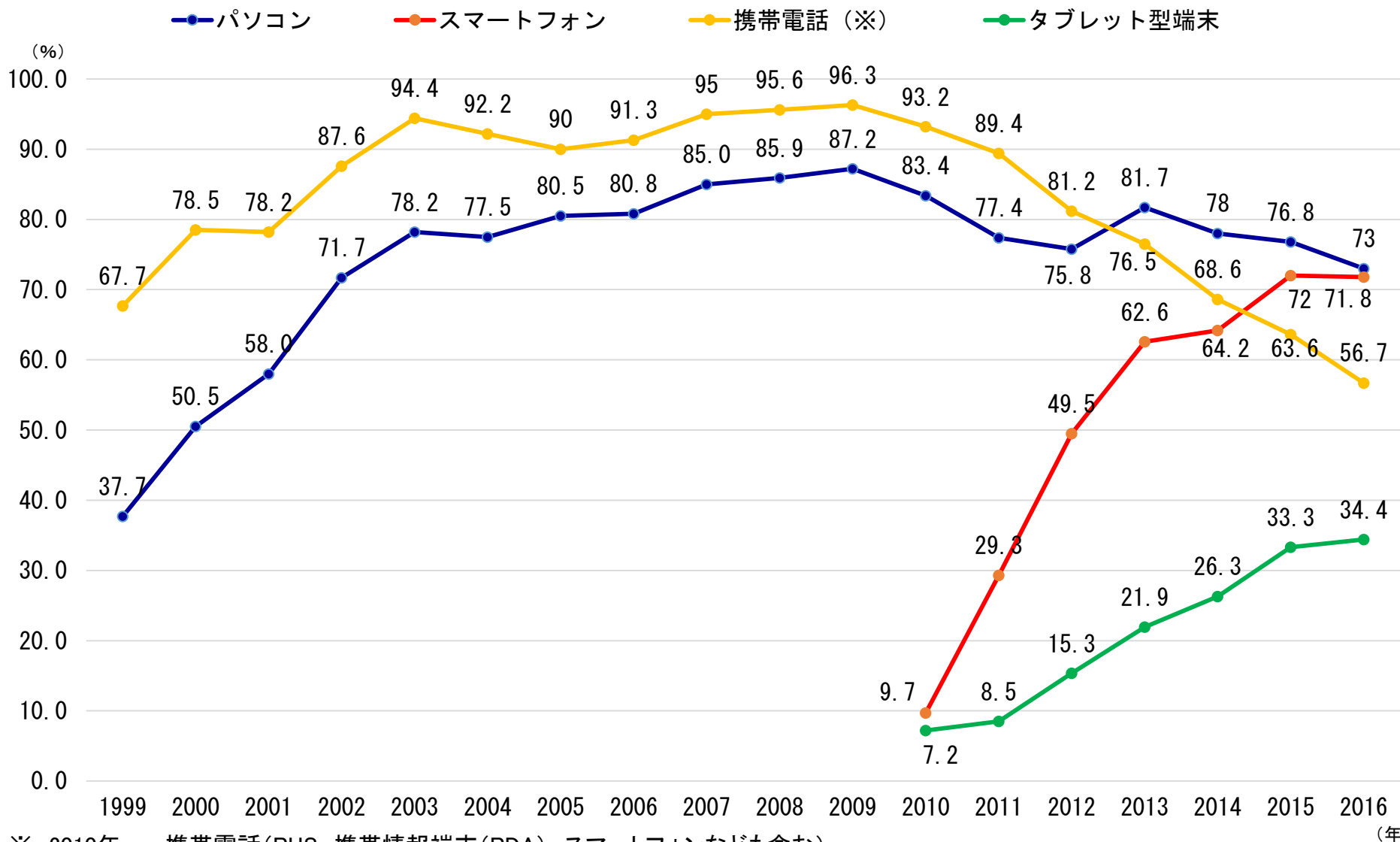
国名 (所得税制度)	ICTの活用を含めた 納税者利便の向上等に向けた取組(例)	新しい経済への対応を含めた 制度の信頼性向上に向けた取組(例)
エストニア (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者は、付加価値税申告書(毎月)に、合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引相手方に係るインボイス情報を記載(課税当局においてマッチング)。</li> </ul>
スウェーデン (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金取引を行う事業者は、政府が認証したレジを使用(改ざん不可能、課税当局のみ読取り可能)。</li> </ul>
韓国 (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年末調整手続の簡素化 控除対象データは控除関係機関から国税庁の税務手続支援システムに集約され、従業員・雇用主が控除申告書をダウンロード可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書が課税当局に集約(課税当局においてマッチング)。</li> </ul>
アメリカ (総合課税(利子)・ 段階的課税(配当・CG)) (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定申告ビジネス(申告代行業)が発達</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能(民間の申告代行業が作成するアプリを利用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な法定調書を具備ビットコイン取引、600ドル(6.5万円)以上の役務提供等、約250の取引に情報報告義務(日本は60)。</li> <li>● 「新しい経済」への対応として、近年、ビットコイン取引所に顧客情報の提供を求めた例あり。</li> </ul>
カナダ (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い)</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「新しい経済」への対応として、近年、インターネットオークションの運営会社に利用者情報の提供を求めた例あり。</li> </ul>
フランス (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い)</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットを利用した課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。</li> <li>● シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が、利用者間の取引情報を課税当局に報告する仕組みを導入(2020年～)。</li> </ul>
イギリス (段階的課税) (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年末調整制度のリアルタイム化 雇用主が、従業員への毎月の給与支払毎に税額を調整した上で、源泉徴収を実施。</li> <li>● 原則、スマホ等で申告が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 納税者と課税当局のコミュニケーション緊密化の一環として、2020年以降、個人事業主や法人が、四半期に一度、財務会計情報を課税当局に報告。</li> <li>● 国際的な課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。</li> </ul>

(注) 記入済申告書: 雇用者等から集まった情報を課税当局が予め申告書に記入し、納税者に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス  
 ※アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を一旦合算した総額に応じて、また、イギリスの段階的課税は、給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に各所得を一旦合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

# 経済活動におけるICT化の現状

# 情報通信端末の世帯保有率の推移

○ 2000年代に携帯電話とパソコンが普及した後、2010年代に入ってスマートフォンとタブレット型端末が急速に普及。



※ 2010年 : 携帯電話(PHS、携帯情報端末(PDA)、スマートフォンなども含む)

※ 2011・2012年 : 携帯電話(PHS、携帯情報端末(PDA)なども含み、スマートフォンは含まない)

※ 2013年～ : 携帯電話(PHSを含み、スマートフォンは含まない)

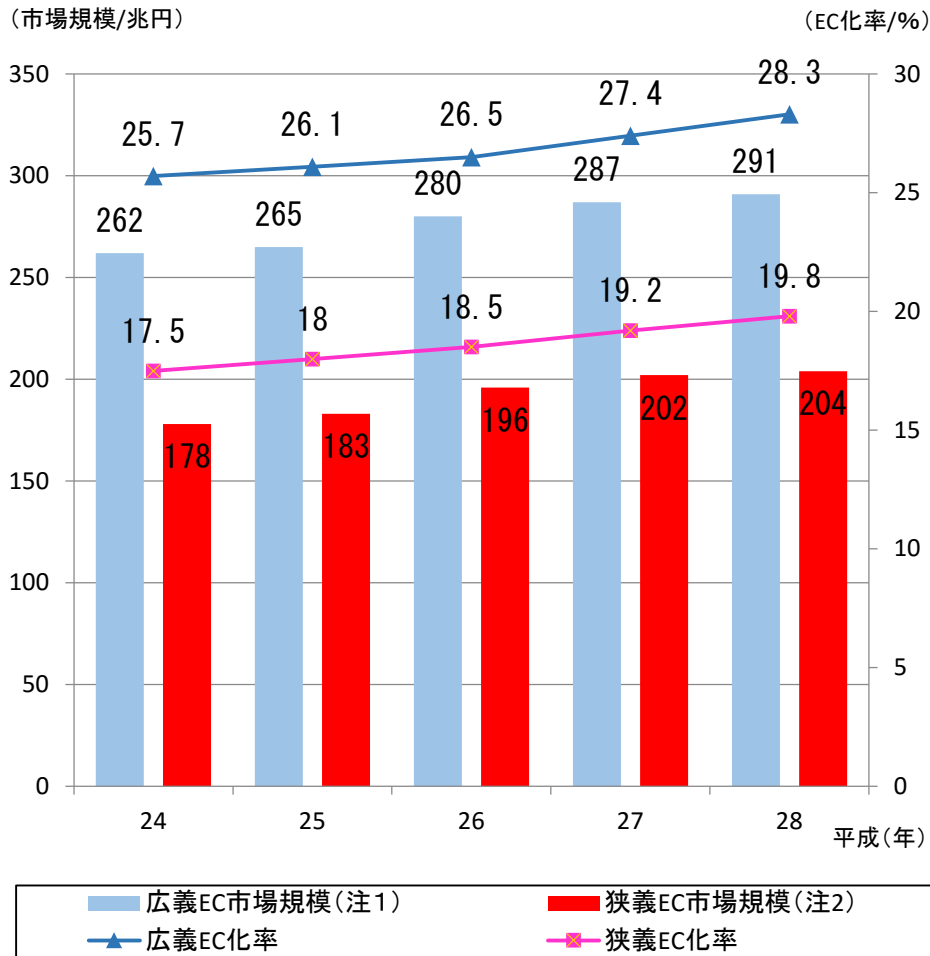
(出典) 総務省「通信利用動向調査」

(年)

# 電子商取引（EC）の市場規模の推移

## BtoB市場規模の推移

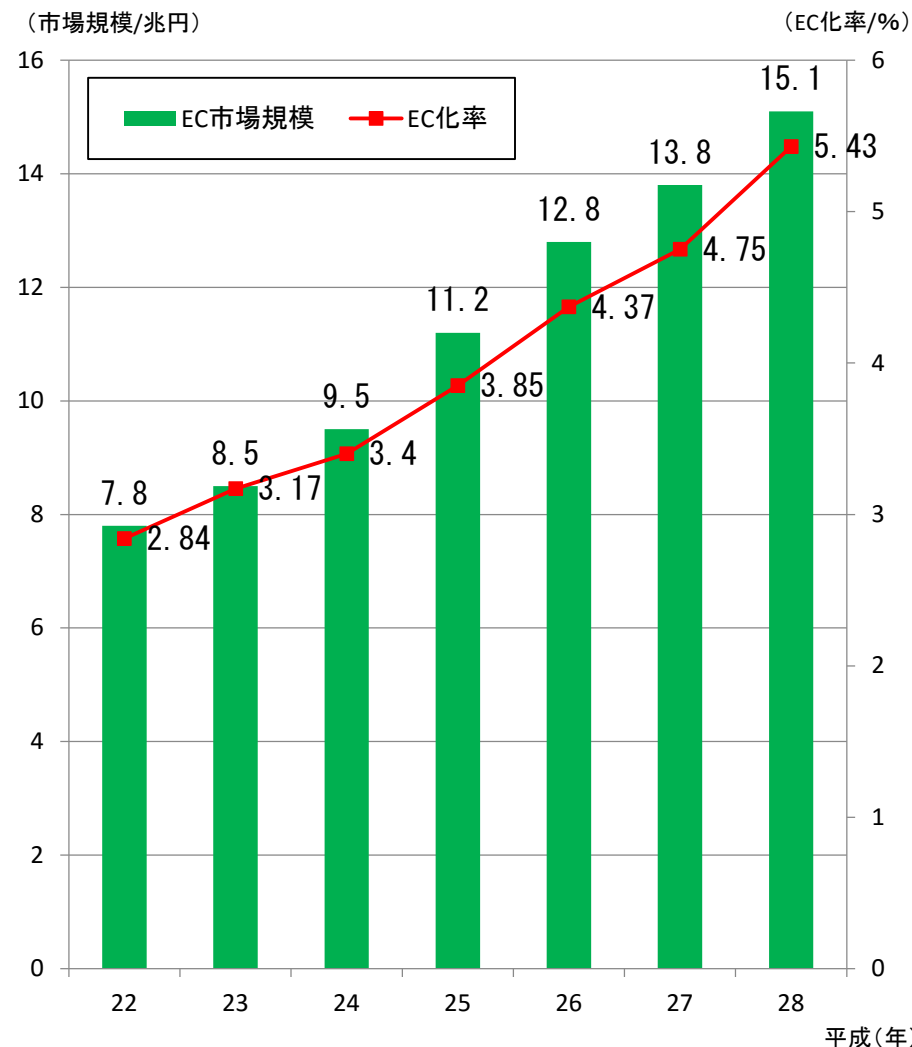
BtoB: 企業間取引



(注1) 広義EC: 「コンピューターネットワークシステム」を介して商取引が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの  
 (注2) 狭義EC: 「インターネット技術を用いたコンピューターネットワークシステム」を介して商取引が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの

## BtoC市場規模の推移

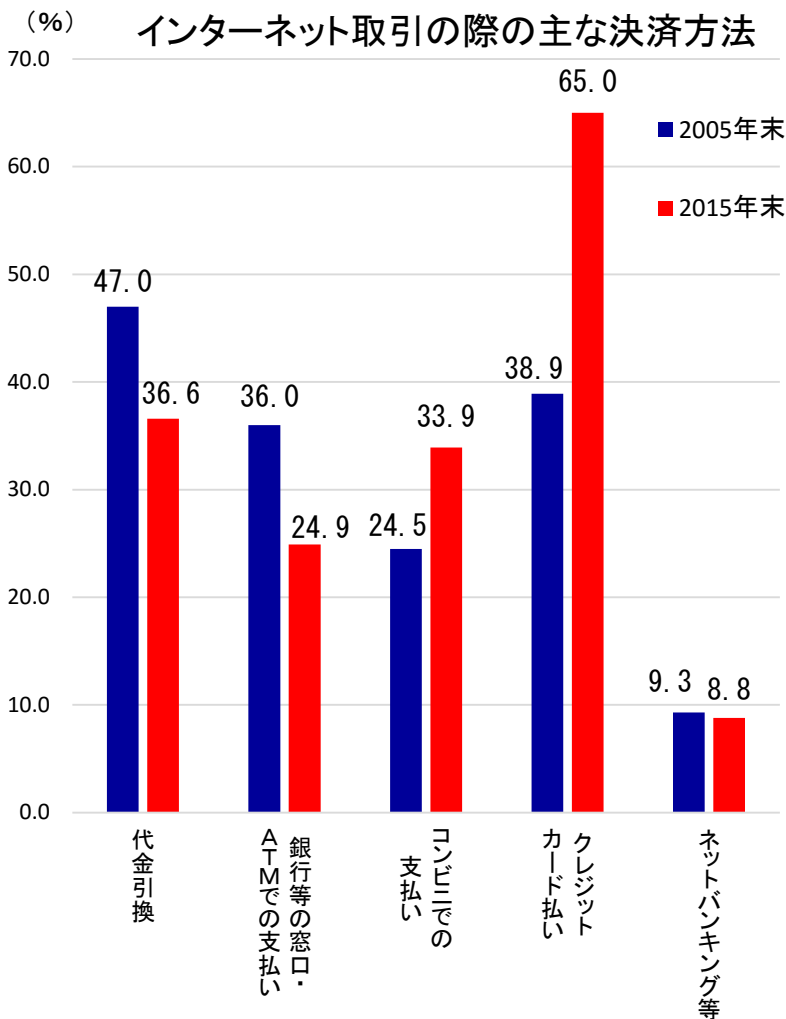
BtoC: 企業と一般消費者の取引



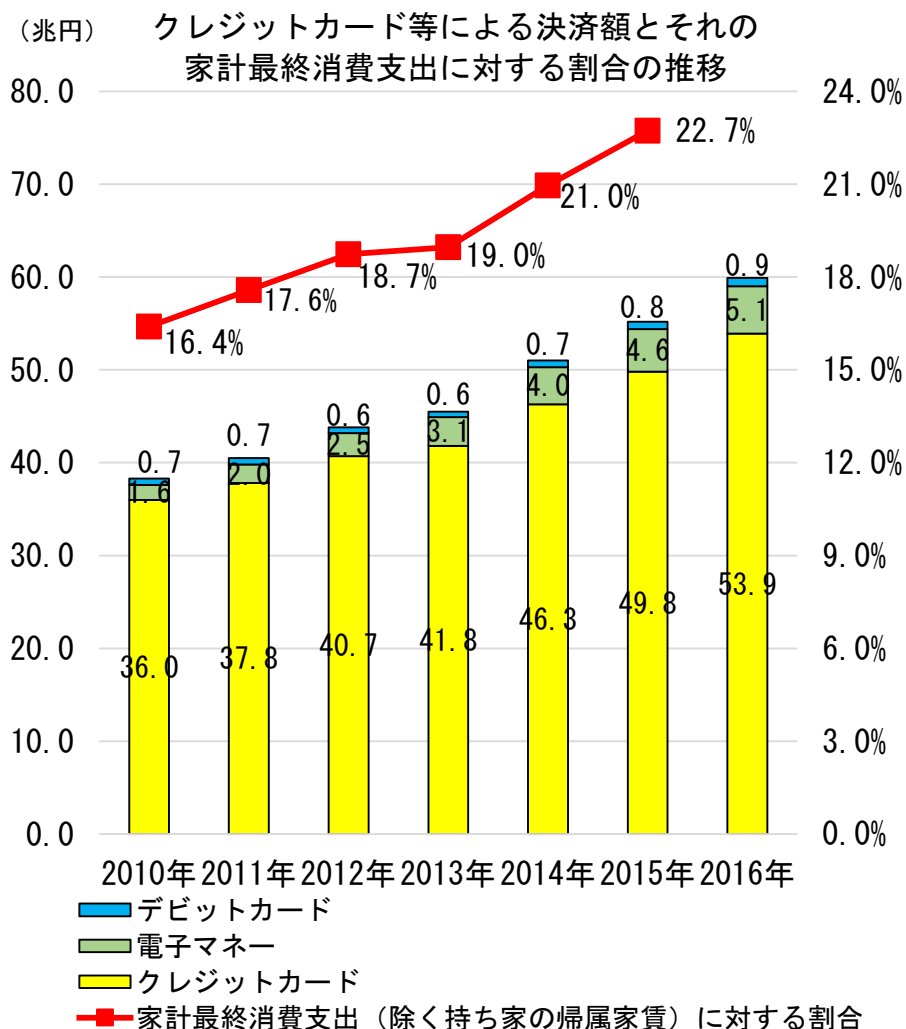
(注) BtoC市場規模の推計対象は、個人消費における全ての財(商品)、サービスのなかでインターネットを通じて行われた取引の金額であり、その内訳は「物販系分野」、「サービス系分野」、「デジタル系分野」に大別される。EC化率の算出対象は、そのうち「物販系分野」に限定されている。

# インターネット取引の際の決済方法及びクレジットカード等による決済の広がり

- クレジットカード払いが大きく増加。
- クレジットカード等による決済額の家計最終消費支出に対する割合は足元で22.7%。



(出典) 総務省「通信利用動向調査報告書」  
 (注) 回答は複数回答可とされているもの

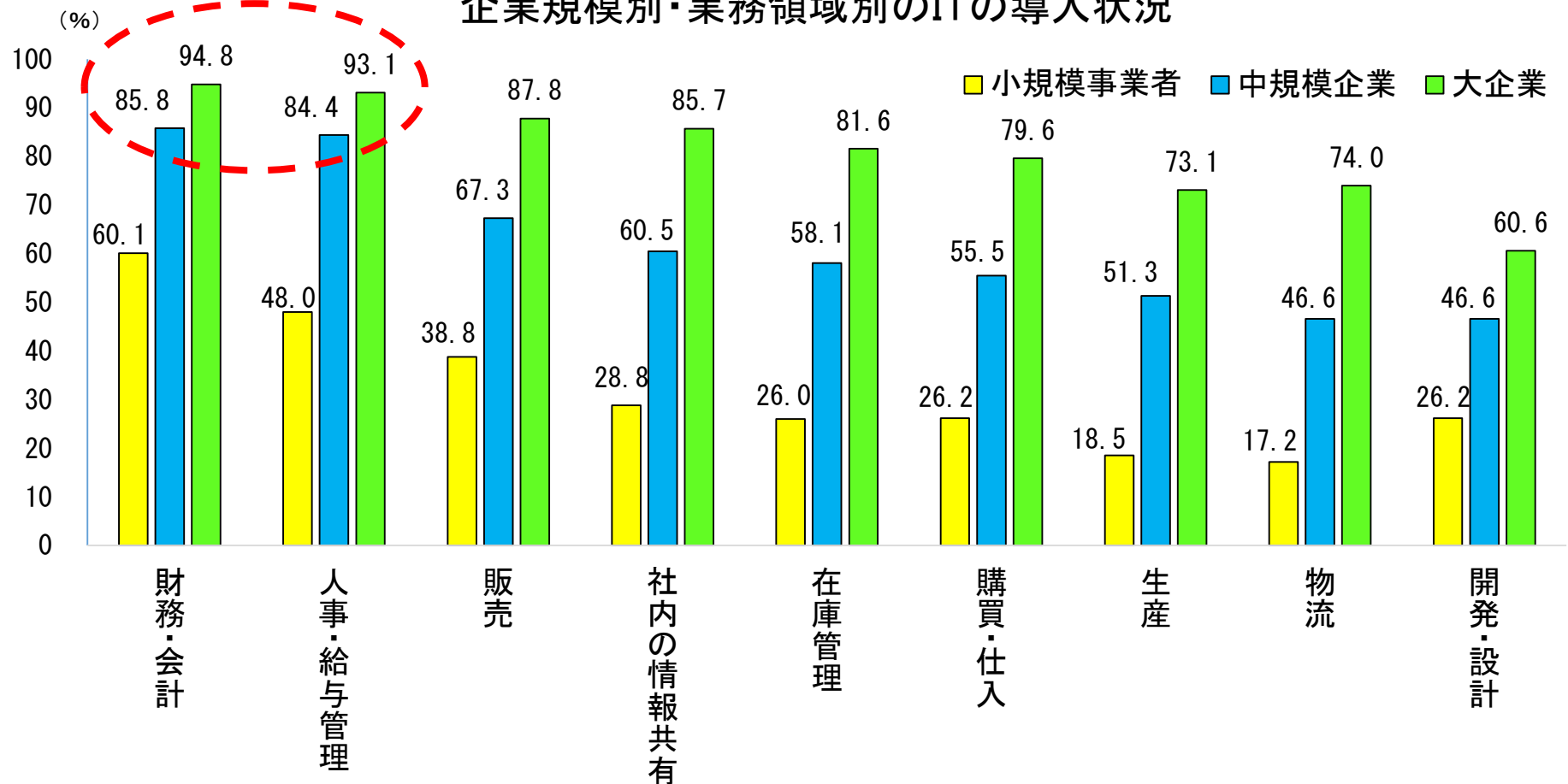


(出典) 内閣府「国民経済計算」、日本クレジット協会発表資料、日本銀行「電子マネー計数」、日本銀行「最近のデビットカードの動向について」(2017年)  
 (注) デビットカードは「J-Debit」と「ブランドデビット」の決済額を年度ベースで合計したもの

# 企業活動におけるICT化の状況(1)

- ICT化は企業活動においても進んでいる。
- 「財務・会計」、「人事・給与管理」といった間接業務での導入率が高い。

## 企業規模別・業務領域別のITの導入状況



(出典) 中小企業庁「中小企業白書」(2013年)

(注) 小規模事業者: 従業員20人以下の企業(卸売業、サービス業、小売業は5人以下)

中規模企業: 小規模事業者を除く中小企業(従業員300人以下の企業(卸売業、サービス業は100人以下、小売業は50人以下))

大企業: 中小企業以外の企業

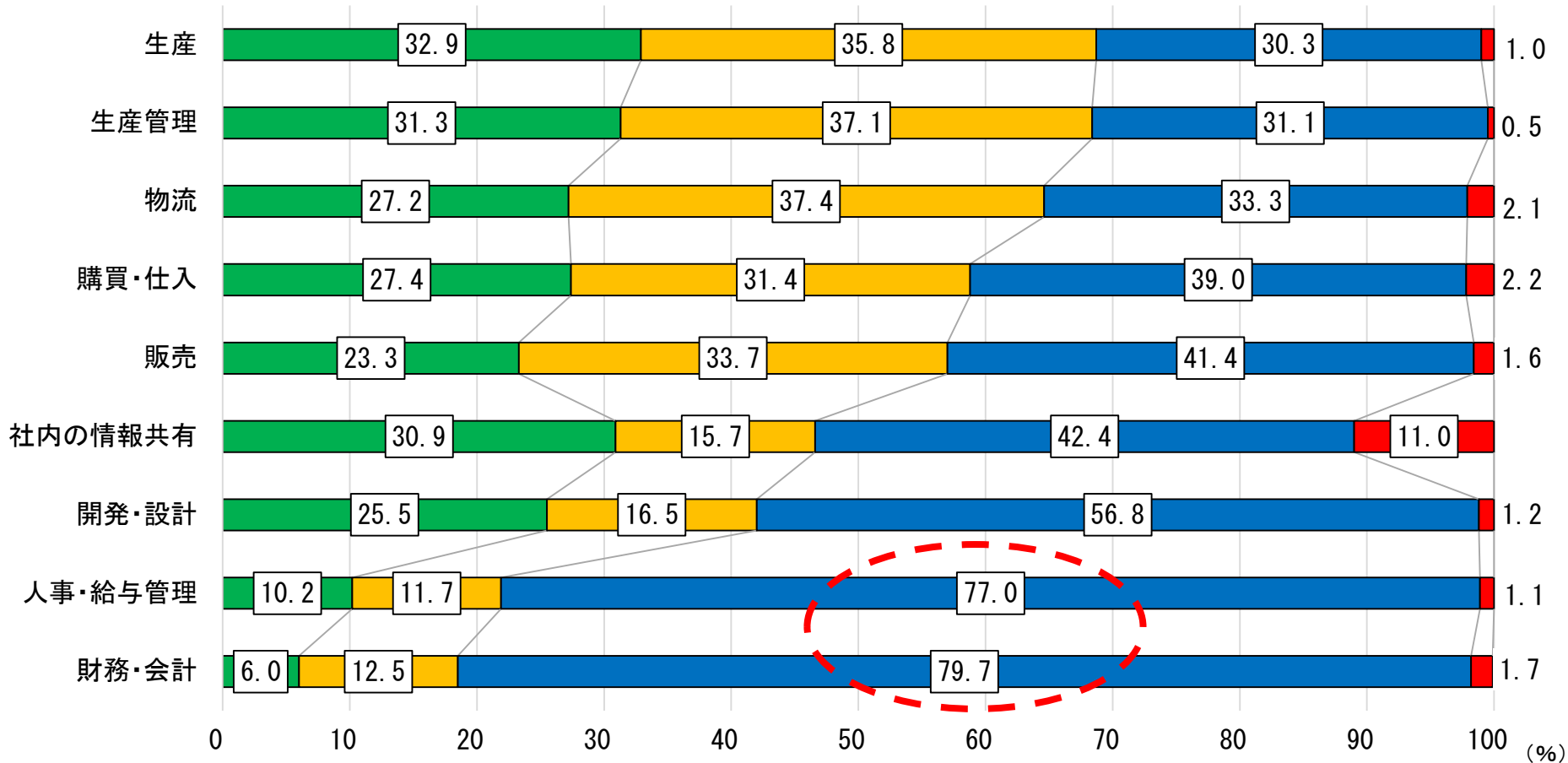


## 企業活動におけるICT化の状況(2)

○ 税務に関する給与や財務会計では、主にパッケージソフトを通じてITの導入が進んでいる。

### 業務領域別のITの導入方法

■ 自社で開発    ■ オーダーメイド    ■ パッケージソフト    ■ クラウド・コンピューティング



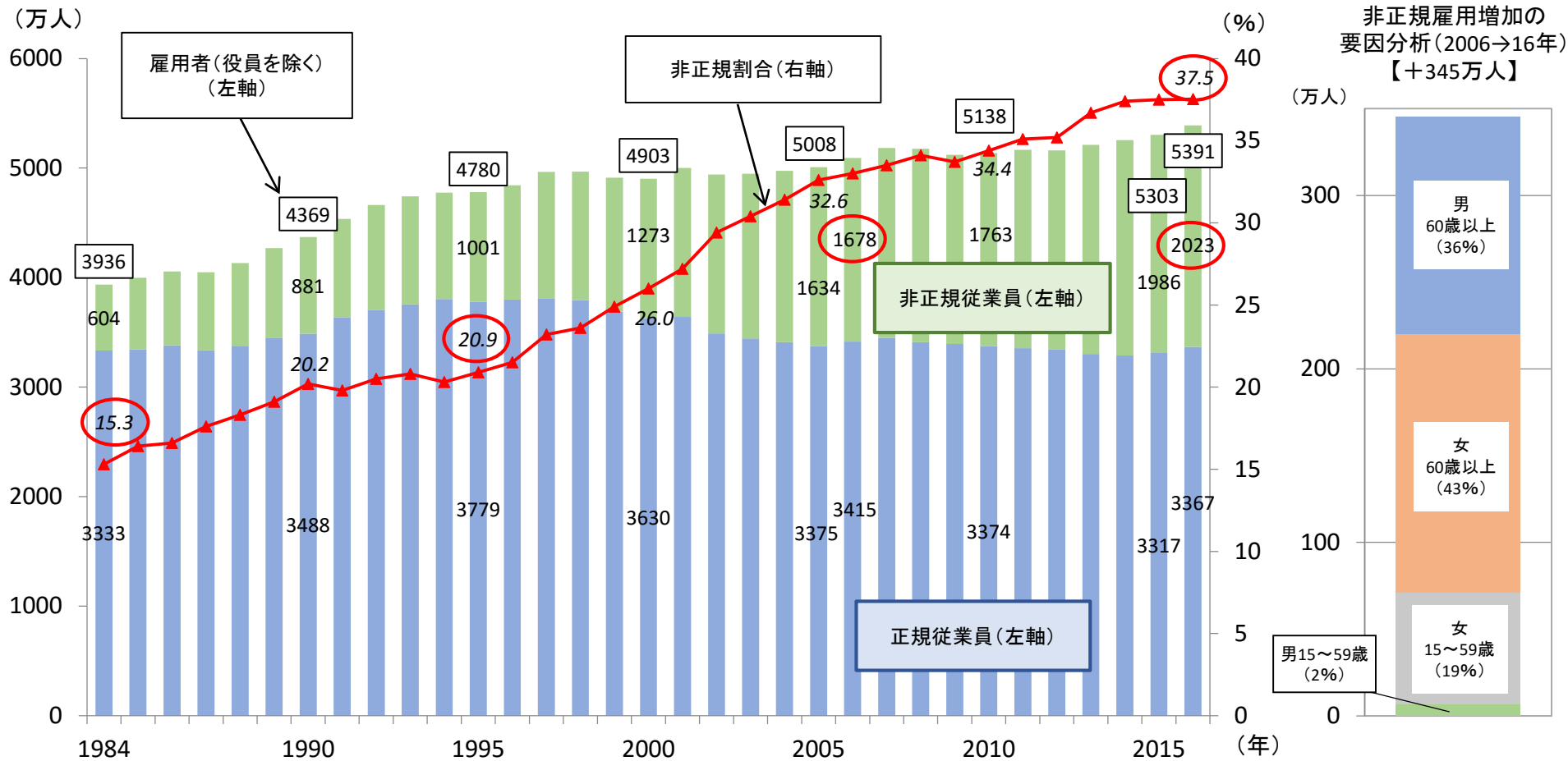
(出典) 中小企業庁「中小企業白書」(2013年)

(注) 中小企業に係るもの

# 最近の働き方の現状について

# 雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。



(出所) 左図: 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」 右図: 「労働力調査(詳細集計)」

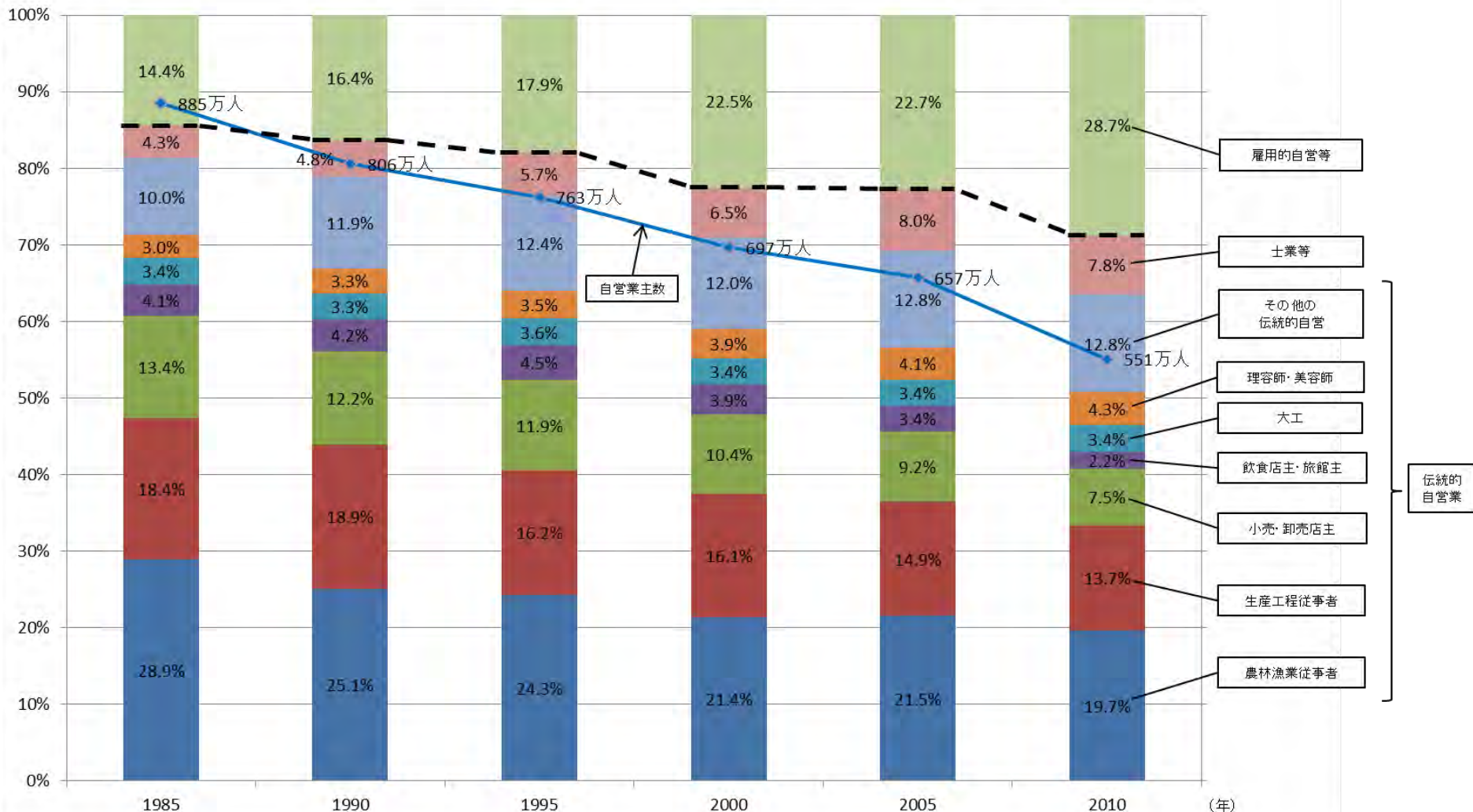
(注1) 「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(注2) 2011年の数値は補完推計値を使用している。

(注3) 「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

# 働き方の多様化について ～職種別自営業主数及び構成比の推移～

- 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



(出典)総務省「国勢調査」

(備考)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

# 働き方の多様化について ～シェアリングエコノミー・クラウドソーシング～

- 近年、インターネットの発展等を背景として、様々な分野で「シェアリングエコノミー」や「クラウドソーシング」が進展。これにより、
  - サラリーマンによる副業・兼業や、
  - 雇用契約ではなく請負契約に基づく働き方などが増加しつつある。

## 主なシェアリングエコノミーの分類と事業者



## クラウドソーシングのイメージ



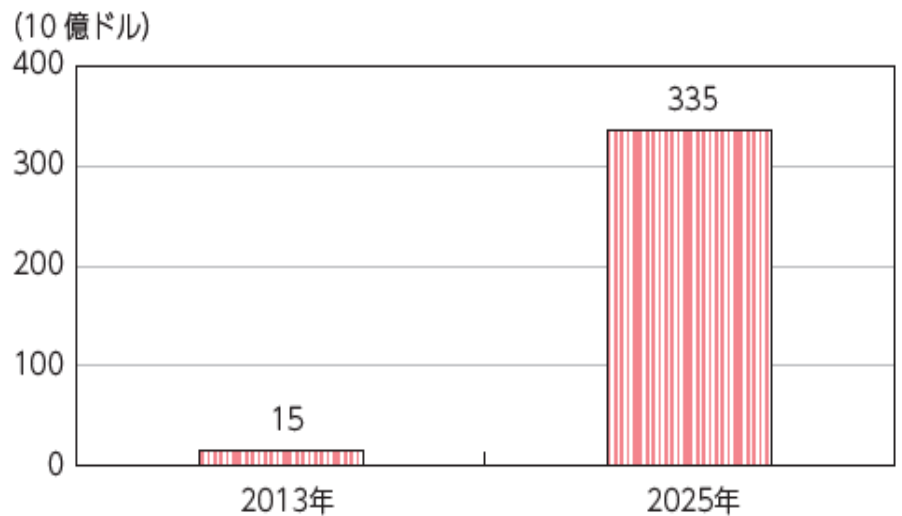
- ### 業務内容の例
- ホームページ作成
  - ロゴのデザイン
  - 翻訳
  - ブログ掲載記事の執筆・リライト
  - データ入力 (テープ起こし、名簿入力等)

# シェアリングエコノミーの市場規模

- 全世界における市場規模は、2025年には3,350億ドルに達するとの試算がある。
- 日本国内の市場規模は、2020年には600億円になるとの試算がある。

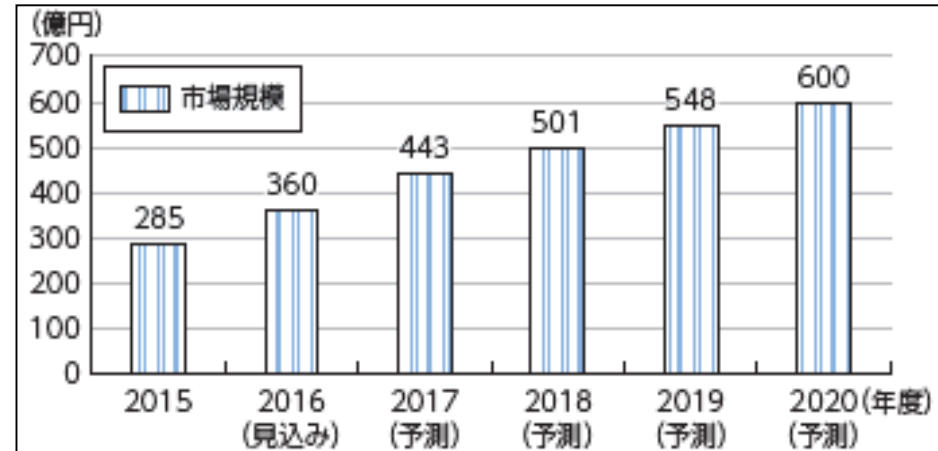
シェアリングエコノミーの  
市場規模の予測(全世界)

シェアリングエコノミーの  
国内市場規模推移と予測



※金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

(出典) PwC 「The sharing economy - sizing the revenue opportunity」



(注) 本調査におけるシェアリングエコノミーサービスでは、音楽や映像のような著作物は共有物の対象としていない。また、市場規模は、サービス提供事業者のマッチング手数料や販売手数料、月会費、その他サービス収入などの売上高ベースで算出した。

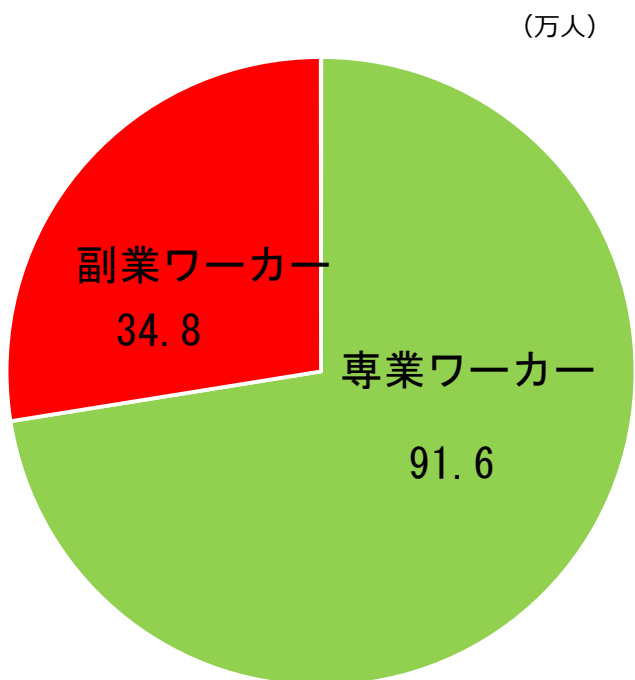
(出典) 矢野経済研究所「シェアリングエコノミー(共有経済)市場に関する調査」  
(2016年7月19日発表)

# 在宅ワーカーの数、副業を希望している者

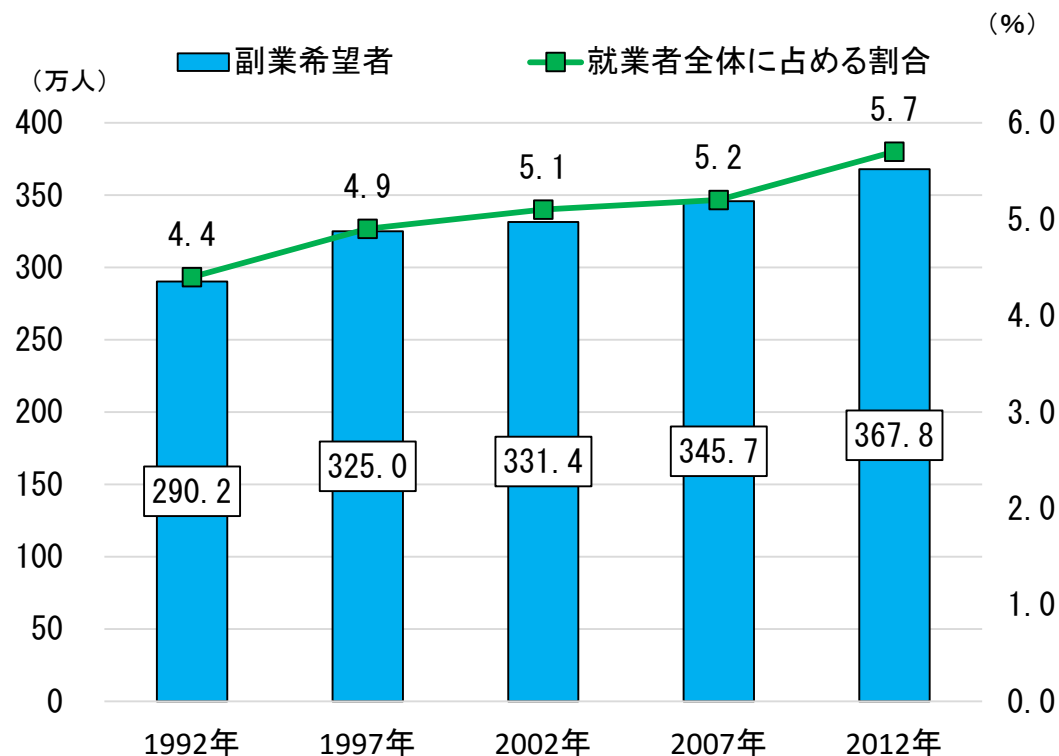
- 在宅ワーカー（※）の数は約126.4万人（2013年度推計）。
- 副業を希望している者は増加傾向。

※パソコンやインターネットなどの情報通信技術を活用し、請負契約に基づいて在宅で行う仕事をする者。

○ 在宅ワーカー126.4万人の内訳

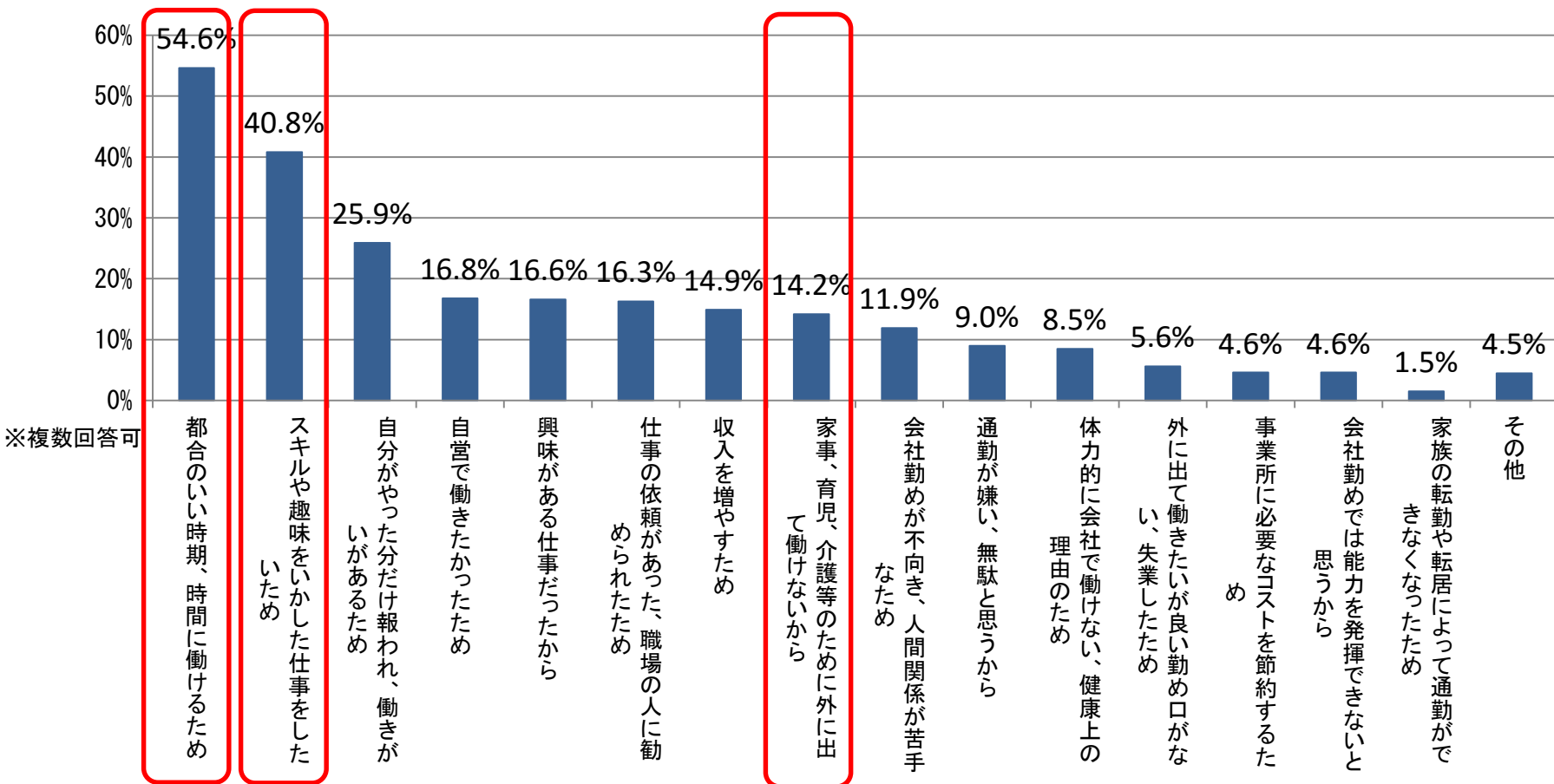


○ 副業を希望している者



# 在宅ワークを始めた理由

- 最も多いのが「都合のいい時期、時間に働けるため」(54.6%)
- 次に「スキルや趣味をいかした仕事をしたいため」(40.8%)
- このほか、「家事、育児、介護等のために外に出て働けないから」(14.2%) も一定程度存在





## 5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である。我が国の場合、テレワークの利用者、副業・兼業を認めている企業は、いまだ極めて少なく、その普及を図っていくことは重要である。

他方、これらの普及が長時間労働を招いては本末転倒である。労働時間管理をどうしていくかも整理する必要がある。ガイドラインの制定など実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく。

### (2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

事業者と雇用契約を結ばずに仕事を請け負い、自宅等で働くテレワークを「非雇用型テレワーク」という。インターネットを通じた仕事の仲介事業であるクラウドソーシングが急速に拡大し、雇用契約によらない働き方による仕事の機会が増加している。こうした非雇用型テレワークの働き手は、仕事内容の一方的な変更やそれに伴う過重労働、不当に低い報酬やその支払い遅延、提案形式で仮納品した著作物の無断転用など、発注者や仲介事業者との間で様々なトラブルに直面している。

非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その実態を把握し、政府は有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討する。

(中略)

### (3) 副業・兼業の推進に向けたガイドラインや改定版モデル就業規則の策定

副業・兼業を希望する方は、近年増加している一方で、これを認める企業は少ない。労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る。

副業・兼業のメリットを示すと同時に、これまでの裁判例や学説の議論を参考に、就業規則等において本業への労務提供や事業運営、会社の信用・評価に支障が生じる場合等以外は合理的な理由なく副業・兼業を制限できないことをルールとして明確化するとともに、長時間労働を招かないよう、労働者が自ら確認するためのツールの雛形や、企業が副業・兼業者の労働時間や健康をどのように管理すべきかを盛り込んだガイドラインを策定し、副業・兼業を認める方向でモデル就業規則を改定する。

(後略)

(参考資料)

## 第3章 経済・財政一体改革の推進

### 3. 主要分野ごとの改革の取組

#### (5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

##### ① 歳入改革

##### (税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会におけるこれまでの議論等を踏まえ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しについて検討を行う。所得再分配機能の回復を図るためには、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要がある。個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。

国際協調を通じた「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換をより一層推進する。

グローバル化やICT化が急速に進展する中で、国・地方における納税者の利便性を向上させるとともに、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

# 規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （電子申告関係部分）

## II 行政手続コストの削減に向けて

### 3. 今後の取組

（前略）各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。その際、府省間の連携が必要な取組についても積極的に対応する。また、行政手続部会は、行政手続部会取りまとめに沿って、各府省の取組についてフォローアップを行い、行政手続コストの削減に引き続き取り組む。

## 規制改革会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）[抄]

### 2. 重点分野

#### 【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ①営業の許可・認可に係る手続         | （各省庁に共通する手続） |
| ②社会保険に関する手続            | （個別分野の手続）    |
| ③国税                    | （個別分野の手続）    |
| ④地方税                   | （個別分野の手続）    |
| ⑤補助金の手続                | （各省庁に共通する手続） |
| ⑥調査・統計に対する協力           | （各省庁に共通する手続） |
| ⑦従業員の労務管理に関する手続        | （個別分野の手続）    |
| ⑧商業登記等                 | （個別分野の手続）    |
| ⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | （個別分野の手続）    |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

### 3. 削減目標

#### （3）取組期間

##### 【取組の内容】

取組期間は、3年とする（平成31年度まで）。ただし、事項によっては5年まで許容する（平成33年度まで）。

#### （4）削減目標

##### 【取組の内容】

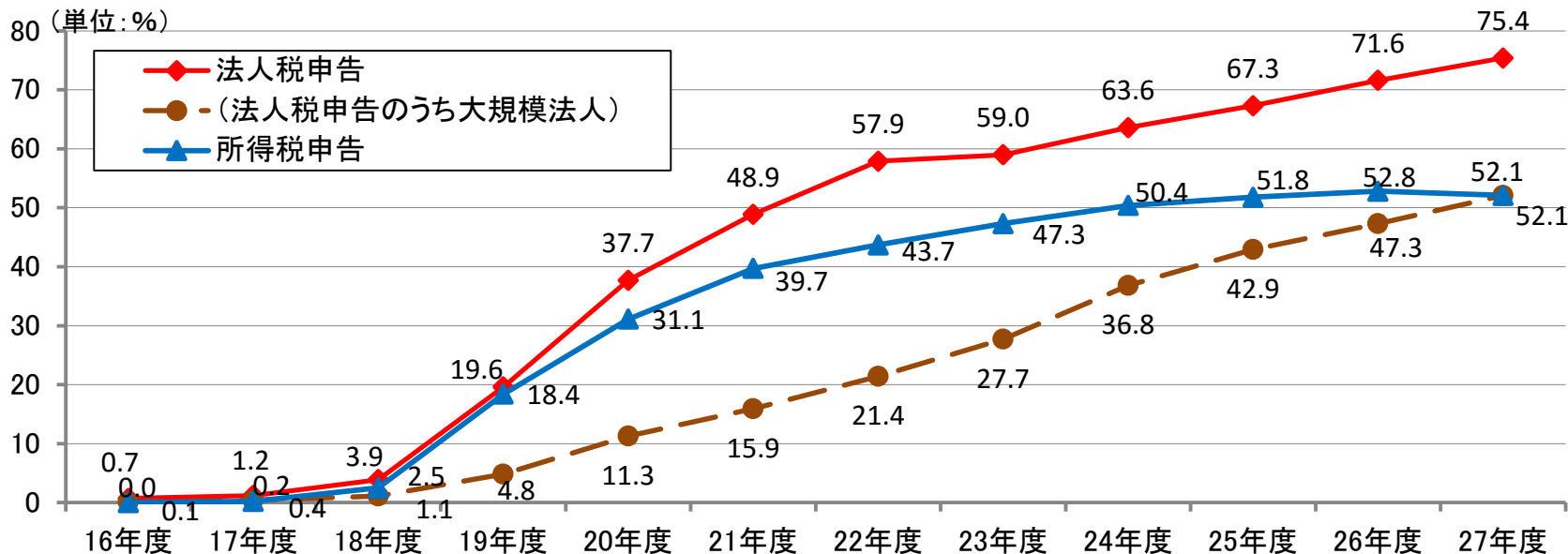
削減目標は、削減率20%とする。

（注1）「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

- 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
  - 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
  - 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。
- 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
  - 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率100%。
  - 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率100%。
- 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
  - 電子納税の一層の推進
  - e-taxの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
  - 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

# e-Tax(国税電子申告・納税システム)

- e-Taxは、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調書・申請・届出の提出といった各種手続をインターネットを通じて行うシステム。納税もダイレク納付(事前に税務署に届出をすることで、e-Taxによる申告書等の提出後、指定した預貯金口座からの振替により電子納税を行う仕組み)やインターネットバンキング等を通じて行うことが可能。
- e-Taxは、納税者の利便性向上、行政事務の効率化に資するものであり、e-Taxの普及に向け利便性向上策を推進。



## 主な利便性向上策

- **電子申告における電子証明書省略**(税理士等の代理送信における本人の電子署名省略)(平成19年～)
- **電子申告における第三者作成書類の添付省略**(例: 源泉徴収票、医療費の領収書等)(平成20年～)
- **添付書類のイメージデータ(画像)による提出**  
これまでe-Taxで申告等を行った場合でも、書面による提出が別途必要であった添付書類(契約書、出資関係図等)について、イメージデータによる提出を可能とした。(法人税関係: 28年4月～、所得税関係: 29年1月～)
- **e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能(プログラム)の提供**  
市販の会計ソフトや自社ソフトで作成された財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能を提供し、変換後の電子データによる提出を可能とした。(平成28年4月～)

# 規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （年末調整関係部分）

## Ⅲ 各分野における規制改革の推進

### 4. 投資等分野

#### (2) 具体的な規制改革項目

##### ① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

##### ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者（被用者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書）について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

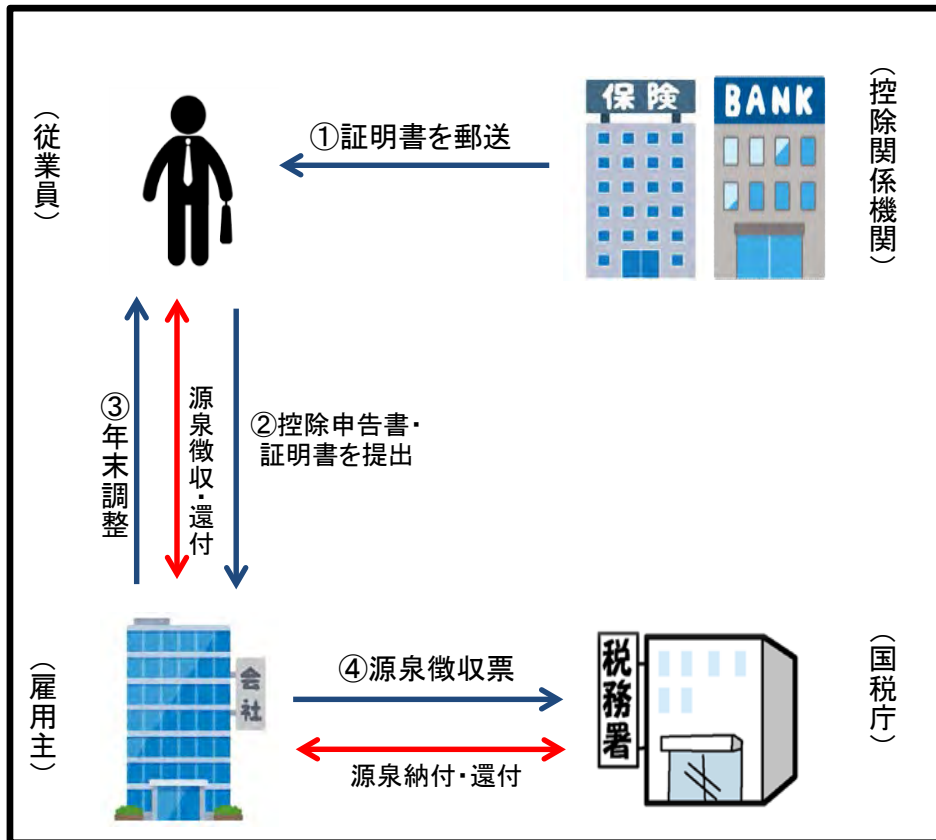
また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

# 日本における給与所得者の年末調整事務の流れ

- 年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算する仕組み。
- 年末調整を実施している者は4,300万人。扶養家族の変更や源泉徴収税額に反映されない生命保険料控除(3,100万人)、地震保険料控除(700万人)、住宅ローン控除(300万人)といった控除を年税額計算に反映させ税額を確定・精算。

## 【年末調整事務の流れ】



月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (市町村)
11		← 金融機関等が控除証明書を郵送 (~11月下旬)	
12		→ 控除申告書・証明書(~12月上旬頃)	
		← 年末調整(12月の給与・賞与)	
1		← 源泉徴収票(~1月末)	→
2			
3			→ 必要に応じ確定申告(~3月15日)
4			
5			← 個人住民税賦課決定通知(~5月末)

(注1) 人数は国税庁「27年分 民間給与実態統計調査(1年を通じて勤務した給与所得者)」。住宅ローン控除は2年目以降の年末調整適用者である。

(注2) 源泉徴収票の税務署への提出は、給与500万円超の者など一定のものに限る(市区町村へは全て提出)。

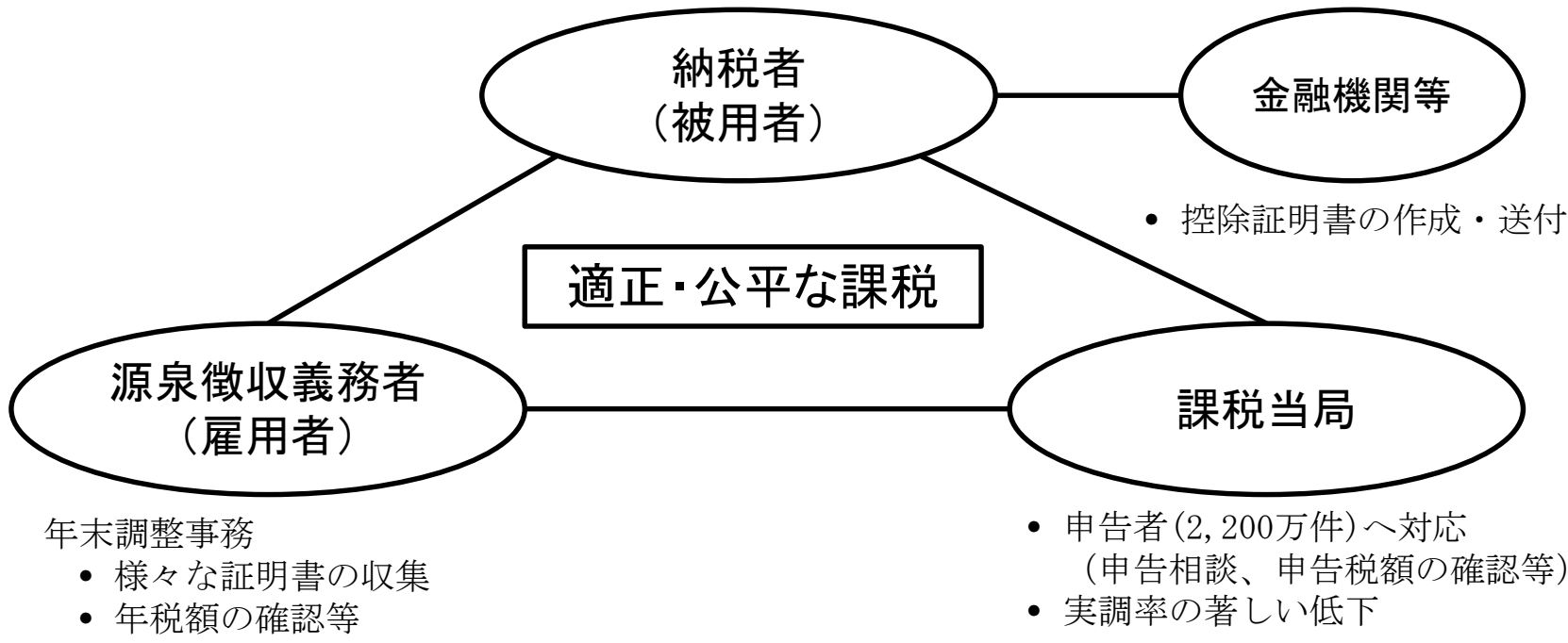
(注3) 医療費控除や寄附金控除の適用を受けたい者は確定申告を行って精算する必要がある。

# 被用者の納税に係る事務負担の在り方(イメージ)

源泉徴収・年末調整制度は、租税原則、人口規模、課税体系(金融所得の課税上の取扱い等)を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系等を有する諸外国でも採用・継続されている制度。

## 被用者の納税事務を取巻く現状

- 申告納税制度の下、確定申告義務あり
- 年末調整により、多くの者が確定申告が不要



年末調整制度について、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者・雇用者・課税当局等の社会全体のコストがネットで削減されるものとする必要。